

大阪産（もん）名品認証制度実施要領細則

（目的）

第1条 この細則は、大阪産（もん）名品認証制度実施要領（以下「実施要領」という。）第8条に定める認証マークの使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

（認証マーク）

第2条 使用できる認証マークは、別紙1のとおりとする。

（使用の範囲）

第3条 認証マークは、次の場合に使用できるものとする。

- （1）実施要領第7条第3項に定める認証事業者が、認証商品又は当該商品の販売促進等のため、同要領及びこの細則の規定に基づき使用する場合
- （2）認証事業者以外の者が、認証商品の販売又は大阪産（もん）名品の認知度向上等の広報目的で使用する場合
- （3）認証商品を原材料として活用した加工食品等（調理したものを含む）に使用する場合

（使用の届出）

第4条 前条（1）の規定により、認証マークを使用しようとする者は、大阪産（もん）名品認証マーク使用届出書（以下「届出書」という。）（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（使用の申請）

第5条 第3条（2）の規定により、認証マークを使用しようとする者は、大阪産（もん）名品認証マーク使用許可申請書（様式第2号）（以下「申請書第2号」という。）を知事に提出しなければならない。

ただし、認証マークの使用において次のいずれかに該当するときは、申請書第2号の提出を省略することができる。

- （1）大阪府が広報活動を目的として使用するとき
 - （2）国または地方公共団体が広報活動を目的として使用するとき
 - （3）報道機関が報道または広報の目的で使用するとき
- 2 第3条（3）の規定により、認証マークを使用しようとする者は、別紙2に示す「認証商品を活用した加工食品等における大阪産（もん）名品認証マーク使用について」を遵守するとともに、認証商品を活用した加工食品等における大阪産（もん）名品認証マーク使用許可申請書（様式第3号）（以下「申請書第3号」という）を知事に提出しなければならない。

（使用の許可）

第6条 知事は、前条により申請のあった内容について適当であると認められる場合は、これを許可し、大阪産（もん）名品認証マーク使用許可証（様式第4号）を交付するものとする。

2 知事は、認証マークの使用許可に際し、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(使用期限及び使用継続)

第7条 使用期限は、使用許可証の交付の日から2年が経過した後の年度末とする。

2 前項の使用期限を過ぎて認証マークの使用を継続しようとする者は、第4条又は第5条の規定により、使用期限までの間に届出書、申請書第2号又は申請書第3号を知事に提出しなければならない。

(使用の制限)

第8条 次のいずれかに該当するときは、認証マークの使用を許可しないものとする。

- (1) 認証マークを指示された色、形状等に沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認められるとき
- (2) 公序良俗に反するとき
- (3) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用、またはそのおそれがあると認められるとき
- (4) その他知事が適当でないと認めるとき

(認証マークの使用方法)

第9条 認証マークは、第3条に規定する使用の範囲において、次のとおり使用できるものとする。

(1) 認証事業者による使用

- ・ 認証商品への使用又は認証商品の販売促進や認知度向上のために作成する広告物（ポスター、チラシ、パンフレット、のぼり、看板等）及びホームページ等での使用
- ・ 認証商品を活用した加工食品等を製造・販売する場合、当該加工食品等への使用又は販売促進のために作成する広告物及びホームページ等での使用
- ・ 認証商品を活用した加工食品等の料理を提供する場合、料理を紹介するために作成する広告物、メニュー及びホームページ等での使用

(2) 認証事業者以外の者による使用

- ・ 認証商品又は認証商品を活用した加工食品等を仕入れて販売する場合、販売促進のために作成する広告物及びホームページ等での使用
- ・ 認証商品を活用した加工食品等を製造・販売する場合、当該加工食品等への使用又は販売促進のために作成する広告物及びホームページ等での使用
- ・ 認証商品を活用した加工食品等の料理を提供する場合、料理を紹介するために作成する広告物、メニュー及びホームページ等での使用
- ・ 大阪産（もん）名品の認知度向上等の広報目的で使用する場合、広告物及びホームページ等での使用

(使用内容の変更)

第10条 認証マークの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、大阪産（もん）名品認証マーク使用内容変更届出書（様式第5号）を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 使用者に係る事項のうち、名称又は所在地
- (2) 第3条（3）の場合にあっては、加工食品等の名称

(電子情報処理組織の使用)

第 11 条 次の表の左欄に掲げる申請、届出又は報告（以下「申請等」という。）は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機と当該申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。また、その申請等は、次の表の右欄に掲げる書面により行われたものとみなして、この細則の規定を適用する。

認証マークの使用の届出（第 4 条関係）	届出書（様式第 1 号）
認証マークの使用の申請（第 5 条第 1 項関係）	申請書第 2 号（様式第 2 号）
認証マークの使用の申請（第 5 条第 2 項関係）	申請書第 3 号（様式第 3 号）
認証マークの使用の継続の届出又は申請（第 7 条関係）	届出書（様式第 1 号）又は 申請書第 2 号（様式第 2 号）又は 申請書第 3 号（様式第 3 号）
使用内容の変更の届出（第 10 条関係）	使用内容変更届出書（様式第 5 号）

2 前項の規定により行われた申請等は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

(報告及び調査)

第 12 条 知事は、特に必要があると認める場合には、認証事業者又は使用者に対して、認証マークの使用状況について報告を求めるとともに、職員等を派遣し、調査することができる。

(使用許可の取消)

第 13 条 知事は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの細則に違反したとき
- (2) 使用者が前条の規定による報告及び調査に従わないとき
- (3) その他、認証マークの使用について適当でないと認めるとき

(事故等の処理)

第 14 条 認証マークの表示に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、認証事業者又は使用者は誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定する事故等については、速やかに知事に報告しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する事故等については、知事はその責を負わないものとする。

(その他)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、認証マークの使用にあたり必要な事項については、別に定める。

附則 この細則は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

附則 この細則は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。